

# 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に向けた検討委員会設置要綱

(平成28年12月28日 28都市建企第849号)

(平成30年3月23日 29都市建企第1296号 改定)

## 第1 設置

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号）第3条において定められた都の責務を果たすため、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に向けた検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## 第2 所掌事項

委員会は、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するために必要な施策について、専門的観点から意見の表明及び交換をし、その結果を都市整備局長に報告する。

## 第3 構成

委員会は、専門的知識を有する者等のうちから、都市整備局長が委嘱する委員7名以内をもって構成する。

## 第4 委員の任期

委員の任期は、委嘱の日から平成30年6月30日までとする。

## 第5 委員長及び副委員長

- 1 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により定める。
- 3 委員長は、会議を主宰し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## 第6 会議の招集等

- 1 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要に応じて委員会に有識者、業界関係者、関係職員等の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 委員がやむを得ない事由により欠席する場合、その委員がその所属する団体等の中から代理人を定め、その者を代理人として出席させることができる。

## 第7 委員会の公開

- 1 委員会は、公開する。ただし、審議において、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条に規定する非開示情報を取り扱うときであって、委員長が公開を不相当と認めるときは、この限りでない。
- 2 委員会の委員及び第6の2により意見を聴いた者は、都市整備局長が認める場合を除き、委員会資料及び委員会での議事内容等を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 第8 庶務

委員会の庶務は、都市整備局市街地建築部建築企画課において処理する。

## 第9 補則

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 23 日から施行する。